

## 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・ p.43のタイトル「第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」について。タイトルや本文において暴力の被害者として「女性」を想定していますが、男性や性的少数者、日本語を主言語としない人達も含むよう、「女性を中心とした」等の包括的な言葉に置き換えることを求めます。  
配偶者暴力相談支援センターが調査した相談者のデータによると、暴力の被害者には日本語の話せない人や男性が一定数おり、被害者は特定の国籍や性別に縛られないことが明らかになっています。
- ・ p.43の【基本認識】に関して、「暴力」が個人の問題だけでなく、全体である国家利益の損失に繋がるなど、社会全体で取り組むべき課題であることを追記するよう要望します。ニュージーランド<sup>2</sup>やフィリピン等では、その被害の大きさを鑑み、暴力の被害者に対して追加での有休休暇の取得が可能になったり、不当解雇を禁止すること等を含む法律が制定されました。
- ・ p.44の〈施策の基本的方向と具体的な取組〉の中に、「軍事化における女性に対する暴力」を追加するよう求めます。具体的には、日本も合意した国際的なコミットメントである北京宣言にあるように、日本政府として、「女性の地位向上のため…全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する」必要があると考えています。  
とりわけ性暴力は、紛争下だけでなく実戦に配備される訓練をしている軍隊がいる沖縄等の地域でも数多く起こっています(「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」資料等参照)。紛争下の性暴力は「極限状態」だから起こるわけではなく、敵を攻撃するためには敵の「他者化」が必要で、その訓練のために軍隊では人種差別や女性蔑視が使われる等、軍隊が女性蔑視や性暴力によって支えられる組織であるためです。そのため、基地があることによる女性への暴力をなくすためには、素案に示された〈施策の基本的方向と具体的な取組〉に加えて、別の取り組みも必要と考えます。関連して、日本軍「慰安婦」問題に関しては、女性差別撤廃委員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解(CEDAW/C/JPN/CO/7-8)をはじめ、人種差別撤廃委員会(CERD/C/JPN/CO/7-9)、自由権規約委員会(CCPR/C/JPN/CO/6)、拷問禁止委員会(CAT/C/JPN/CO/2)、社会権規約委員会(E/C.12/JPN/CO/3)、国連人権理事会の特別手続のために任命された任務保持者数名及び普遍的・定期的レビュー(UPR)(A/HRC/22/14/Add.1、パラ147-145以下参照)など多くの国連人権メカニズムが日本政府に対し勧告を行なっています。  
そのため、具体的な取り組みとしては、北京行動綱領のパラグラフ142~149に示された「取るべき行動」の実行、日米地位協定の犯罪に関する条項の見直し、安保理決議1325号の「現在起こっている又は将来起こり得る紛争」に限定することない適用、女性差別撤廃委員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解のパラグラフ29にある日本政府に対する要請の実行などが必要と考えます。

<sup>1</sup> [http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/data/pdf/2018soudan.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2018soudan.pdf)

<sup>2</sup> <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/03/8689d7cd364795ac.html> や

<http://www.legislation.govt.nz/bill/member/2016/0215/latest/DLM7054315.html> を参照。

- p.44 の1(1)の3段落目、「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発等により被害の潜在化を防止するとともに、相談対応者の研修の充実等により相談対応の質の向上を図る」について。被害者に関する知識の研修はもとより、支援者が不安などでバーンアウトにならないようなメンタルケア・横のつながりを作成しやすいコミュニティの形成、不安定な雇用形態の改善といった対策を行うことで、支援者の質を高めるよう方策を要望します。

支援者には専門的な知識や対応が必要にも関わらず、女性福祉相談員は有期雇用契約が多い等、不安定な雇用体系や給料体系で働かざるを得ない現状があります。また、被害者を支えるだけでなく加害者から命を狙われるかもしれないという恐怖とともに働いています。<sup>3</sup>
- p.44 の1(2)③「関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談 や窓口相談についてサービス向上を促進するため、電話相談の番号の周知や相談しやすくするための工夫、SNSを活用した相談の実施、夜間・祝祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。」について。海外では、ヘアサロンやネイルサロンといったような女性が相談しやすい施設の従業員に対してDVトレーニング等が行われています。日本でもサロン等の施設の従業員への研修の促進・義務付け、少なくともサロン等の施設にDV相談窓口が掲載されたパンフレットの配布を求めます。<sup>4</sup>
- p.47 の3「子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」について。例えば大阪YWCAのRise Up! School Visitsというグループでは、世界YWCAが若い女性と少女のリーダーシップ養成を目的に発行した『Global Rise Up Guide』の理念に基づき、UNESCOが定める『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』に則った「人権教育としての性教育」を、ユースが主体となり、主には中高生に対し提供しています。『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』には、8つの主要項目(①人間関係、②価値観・権利・文化とセクシュアリティ、③ジェンダー理解、④暴力と安全確保、⑤健康と幸福のためのスキル、⑥人体と発達、⑦セクシュアリティと性行動、⑧性と生殖に関わる健康)が記されています。性と生殖に関する健康と権利を知ることが、自分と他者の人権を理解することに繋がると考えられており、性教育は人権教育として重要な役割を果たすとされています。このような国際セクシュアリティ教育ガイダンスに則った、人権の視点に基づく包括的な性教育を子どもが受ける機会を保障することが重要です。
- p. 50 の4(2)⑧「二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うため、現場のニーズに即した研修の実施や相談員の適切な処遇など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取り組みを促進する」については、重要な試みだと考えます。警察学校での教育・訓練課程、法学部教育課程での性犯罪領域、および医学部教育課程の産婦人科領域においては、性暴力被害者への二次被害の防止に向けた指導も必須項目とすることを強く求めます。二次被害を起ささないために、暴力を受けた時に起こる「凍りつき」やこの反応が起こって逃げられないのは自然なことである等の理解を深める必要があります。

また医療従事者に関しては、低用量ピルや緊急避妊薬を患者に処方する際に、患者に対して差別的な発言や説教などの対応をしない適切な研修を行うよう求めます。

<sup>3</sup> [http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/h1609top.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h1609top.html)

<sup>4</sup> <https://www.bbc.com/news/av/uk-northern-ireland-47555028>

<https://www.probeauty.org/pba-charities/cio/charities---cut-it-out>

<https://www.womenslaw.org/about-abuse/helping-others/salon-professionals>

- ・ p.51 の5(2)について、ストーカーの被害者が警察に相談した場合でも、警察で適切な対応を受けられず、事態が悪化するケースが多くみられます。そのため、特に警察に対する啓発の徹底が必要であることを明記するよう求めます。
- ・ p.52 の6(2)について、雇用の場におけるセクシャルハラスメントは、職場の優越的關係を利用したパワーハラスメントと密接に関係していますが、現状ではセクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止は雇用者の措置義務でしかなく、ハラスメント行為そのものを罰する法律はありません。しかし、国際社会においては、雇用の場におけるハラスメントは人権侵害であるという認識が共有されており、2019年6月のILO第108回総会では「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約(第190号条約)」と、本条約を補足する同名の勧告(第206号)が採択されています。日本政府もこの条約をいち早く批准し、ハラスメントそのものを禁止する包括的な立法の策定等、条約及び勧告を効果的に実施していくことが望まれます。
- ・ p.54 の9(2)について、日本の性産業は、「売春防止法」や「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」によって、建前上は違法とされている性的サービスの提供が黙認されているのが現状で、法律上記載されている内容が、実態とかけ離れています。セックス・ワークの多くが違法とされているがゆえに、日本の性産業は反社会的勢力との癒着が目立ち、セックス・ワーカーは社会保険等の福祉制度へのアクセスが困難になり、差別を受けやすい立場にあります。「売春防止法」だけでなく、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の見直しを検討するとともに、セックス・ワークを中心にあらゆる職業に従事する労働者が正当な賃金と社会保障を享受できるよう、関係各省庁への呼びかけを求めます。